



武蔵村山市  
Musashimurayama City

# 保護のてびき

地区担当員\_\_\_\_\_

保護第一係 ・ 市役所

電話042-565-1111 内線(\_\_\_\_\_)

保護第二係 ・ 緑が丘出張所

電話042-590-2230

武蔵村山市福祉事務所

(武蔵村山市健康福祉部生活福祉課)

# 目 次

1. 生活保護とは . . . . .	1 ページ
2. 生活保護を受けるための要件 . . . . .	2 ～ 3 ページ
3. 保護申請の手続き . . . . .	4 ～ 5 ページ
4. 生活保護の種類 . . . . .	6 ～ 7 ページ
5. 生活保護費の計算 . . . . .	8 ～ 9 ページ
6. 生活保護を受けている人の権利と義務 . . . . .	10 ～ 13 ページ
7. 保護費の支給・返還・徴収 . . . . .	14 ～ 15 ページ
8. 医療機関等を受診するとき . . . . .	16 ページ
9. 減免・免除制度 . . . . .	17 ページ
10. 高校等への就学に伴う扶助 . . . . .	18 ページ

## 1. 生活保護とは

生活保護は日本国憲法第25条に規定された「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じその最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」を目的とした制度です。（生活保護法第1条）

また、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。」（生活保護法第2条）とされており、保護を受けるに当たっては保護を要するに至った原因等により優先的・差別的に取り扱われることはありません。

なお、生活保護は年金や雇用保険などの第1のセーフティネット、雇用保険が適用されない非正規労働者や失業給付が終了した人を対象として、求職者支援や住居確保給付金の支給、生活福祉資金貸付などを行う第2のセーフティネットに続く、最後のセーフティネットと位置付けられています。

## 2. 生活保護を受けるための要件

「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」（生活保護法第4条第1項）とされています。

したがって、最低生活の内容としては、保有及び利用を容認するに相当ではない資産は、原則として処分したうえで、最低限度の生活の維持のために活用させることとなります。

### （1）能力の活用

働くことが可能な方は、能力に応じて働くことが必要です。

### （2）資産の活用

不動産、自動車、解約返戻金のある保険等は、一定の要件に該当すれば保有が認められる場合があります。また、保有が認められない資産につきましては、売却や貸与などにより活用する必要があります。

### （3）他法他施策の優先活用

年金、手当、雇用保険、医療費助成など、他の制度で給付を受けることができる場合は、それらを優先して活用してください。

他の制度には、以下のようなものがあります。

健康保険、雇用保険、労災保険、自動車賠償責任保険、傷病手当、国民年金、厚生年金、恩給、児童扶養手当、児童手当、障害者福祉制度、自立支援医療制度 等
---

#### (4) 扶養義務者からの援助

扶養義務者からの援助は、生活保護を受けるための要件ではありませんが、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」

(生活保護法第4条第2項)とされています。

ただし、扶養義務履行が期待できない事情があると判断された場合は、扶養義務調査を行いませんのでご相談ください。

「扶養義務履行が期待できない例」

- ① 社会福祉施設入所者、長期入院者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など。
- ② 当該扶養義務者に借金を重ねている、相続をめぐり対立している、縁を切られ交流が断絶し著しい関係不良など。

(10年程度音信不通であるなど、交流が断絶していると判断される場合)

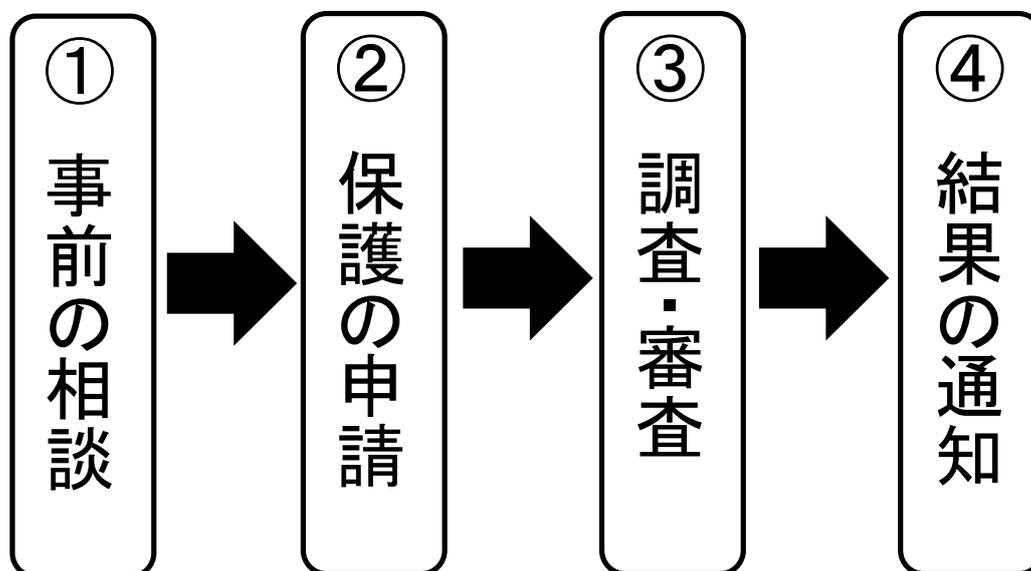
- ③ DVや虐待などの被害があり、親族に居場所を知られたくないといった特別な事情があるなど。

なお、親族が援助出来なくても、生活保護を受けられないわけではありません。

#### ○ 暴力団員でないこと

現在も暴力団に所属している場合には、生活保護を受けることができません。また調査により、現在暴力団員でないことが確認できれば、受けることができます。

### 3. 保護申請の手続き



#### ① 事前の相談

生活福祉課の窓口へご相談ください。お住まいの地区により、2か所の相談窓口がありますので、まずは電話等で連絡の上、来所してください。

生活保護制度の説明をさせていただくとともに、生活状況等を伺い、生活保護以外に生活を立て直すための各種制度をご紹介します。

相談窓口：市役所本庁舎 1階 生活福祉課窓口

学園、榎、中藤、三ツ木、残堀、本町、大南（一丁目）、神明、三ツ藤、中央、伊奈平、岸、中原

にお住まいの方

相談窓口：緑が丘出張所 生活福祉課窓口

大南（二丁目・三丁目・四丁目・五丁目）、緑が丘

にお住まいの方

## ② 保護の申請

生活保護を受給するためには、原則として生活に困窮するご本人、その扶養義務者またはその他の同居の親族による申請が必要です。

## ③ 調査・審査

生活保護の申請をすると、以下の調査等を行います。

- ・ 地区担当員（ケースワーカー）がご自宅や病院等へ訪問します。  
世帯構成や健康状態、就労や収入の状況、扶養義務者の状況等について伺います。
- ・ 金融機関等へ預貯金等の調査を行います。
- ・ 扶養義務者に対し、支援を行うことが適当であれば、調査を行う場合があります。
- ・ 稼働能力の確認や療養支援の資料とするため、必要に応じて、主治医等へ意見書の提出を求めることがあります。

## ④ 結果の通知

申請日から14日以内に決定または却下を通知します。

ただし、調査に時間を要する場合等は、30日以内に通知します。

## 4. 生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があり、国の定めた基準（武蔵村山市は1級地-2）により、世帯の需要に応じて受けることができます。

扶助の種類	扶 助 の 内 容
(1)生活扶助	食費、被服費、水道、電気、ガス料金等の日常生活に必要な費用
(2)住宅扶助	家賃、地代等の費用
(3)教育扶助	小・中学校の学用品、給食費等の義務教育に必要な費用
(4)医療扶助	病気等の治療をするための費用（メガネ、コルセット、通院費等を含む。）
(5)介護扶助	介護サービスを受けるために必要な費用（居宅サービス、施設サービス等）※要介護認定申請が必要です。
(6)出産扶助	出産をするための費用
(7)生業扶助	自立のために小規模な事業を始める費用、手に職をつけるための費用、仕事に就くために直接必要な費用、高等学校等の就学費用
(8)葬祭扶助	葬祭の費用

### <各種加算>

条件に該当する場合には、以下の加算が適用されます。

妊・産婦加算、障害者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算、  
児童養育加算、介護施設入所者加算、介護保険料加算、冬季加算 等

### <一時扶助>

出産、入学、入院など、世帯に臨時の需要が発生した場合、毎月支給される生活保護費に加えて、次のような費用が支給されます。

ただし、支給には様々な条件がありますので、必ず事前に担当のケース  
ワーカーに相談してください。

被 服 費：学童服、布団代や病院で使用するおむつ代などの費用

家具什器費：転居、長期入院患者が退院した場合の炊事用具（新たに  
自活する場合などで持ち合わせが無いとき）の費用

移 送 費：転居、通院、入退院や肉親の葬祭に行く交通費などの費  
用

入学準備金：小・中学校の入学準備に必要な費用

住宅維持費：家などの修理に必要な費用

そ の 他：転居するときの敷金、礼金などの費用や期末一時扶助等

## 5. 生活保護費の計算

生活保護は原則として「世帯」を単位として適用されます。

生活保護費は、世帯の人数・年齢等に応じて厚生労働大臣が定める最低生活費と世帯全員の収入とを比較して決まります。

### (1) 収入が全くない場合

最低生活費
-------

生活保護費
-------

最低生活費＝生活保護費となります。

### (2) 年金・手当・仕送り等の収入がある場合

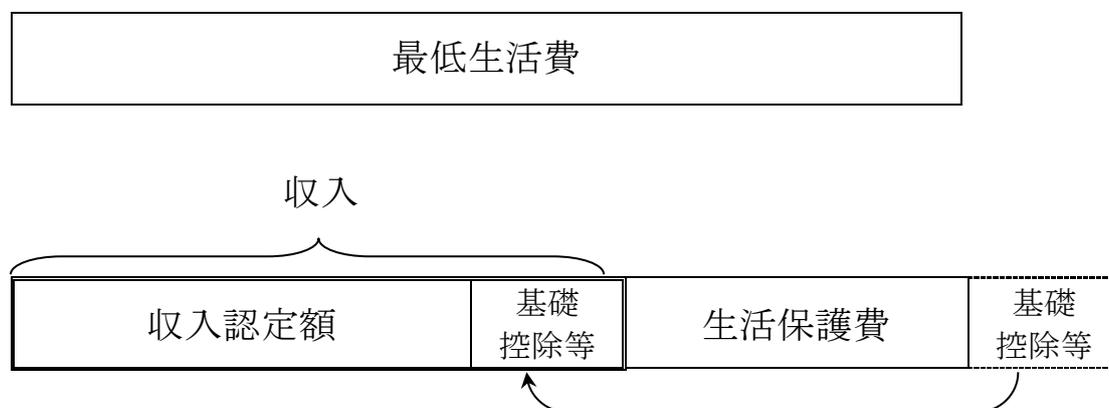
最低生活費
-------

収入（＝収入認定額）	生活保護費
------------	-------

最低生活費から収入を差引いた額が生活保護費となります。

(3) 給与収入等、働いて得た収入がある場合

給与収入等、働いて得た収入については、収入金額から以下の控除等を差し引いた残額を収入として認定します。



最低生活費から収入を差引いた額が生活保護費となります。

勤労に伴う必要経費は、基礎控除として控除されます。

実 費 控 除：社会保険料・交通費・所得税・住民税等、収入を得るために実際に負担した費用

基 礎 控 除：厚生労働大臣が定める「基礎控除額表」に基づく、収入額に応じた控除

20歳未満控除：20歳未満に適用される控除

新規就労控除：就労をしたことがない方が、新規に就労した場合に適用される控除（最長6か月）

※ 基礎控除等は、収入報告を適切に行った場合のみ適用されます。報告がなく、後に収入が明らかになった場合等には適用されません。

## 6. 生活保護を受けている人の権利と義務

### ◆権利◆

- 正当な理由がない限り、すでに決定された保護を不利益に変更されることはありません。（生活保護法第56条）
- 支給された保護金品には税金を課されることはありません。  
（生活保護法第57条）
- 支給された保護金品や保護を受ける権利を差押えられることはありません。（生活保護法第58条）
- 保護または就労自立給付金の支給を受ける権利は譲り渡すことはできません。（生活保護法第59条）

### ◆義務◆

#### 生活上の義務

保護を受けている人は、能力に応じて働き、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握し、支出の節約を図り、生活の維持及び向上に努めなければなりません。（生活保護法第60条）

- 働くことが可能な方は、能力に応じて働くように努めてください。
- 病気のある方は、医師の意見に従い治療に専念してください。  
また、健康保持・増進に努めてください。
- 支出の節約を図り、生活の維持と向上に努めてください。

## 届出の義務

収入、支出その他生計の状況について変動があったときや、世帯の構成に異動があったときは、すみやかにその旨を届け出なければなりません。（生活保護法第61条）

次のような場合には、担当のケースワーカーへ必ず報告をしてください。

### ● 収入に増減があったとき

給与・賞与・年金・恩給・手当・仕送り等の増減や臨時収入等

※ 高校生のアルバイト収入も届出が必要です。

※ 給与明細書を持って来所し、「収入申告書」を提出してください。

### ● 就労や求職活動の状況が変わったとき

就職・転職・休職・退職・社会保険への加入、採用面接の受験等

※ 求職活動中の方は、毎月「求職活動状況・収入申告書」を提出してください。

### ● 家族や生計の状況が変わったとき

転居・転出・転入・妊娠・出産・死亡・結婚、病院への入・退院、家賃・地代の変更、長期の不在等

※ 生計の状況に変更がなくても、最低、1年に1回世帯全員分の「収入申告書」および「資産申告書」の提出が必要です。

また、就労中の方または、就労可能で収入がない方についても、毎月「収入申告書」の提出が必要となります。

※ 武蔵村山市福祉事務所では、課税調査等により、収入状況を調査しています。

虚偽申告や申告を怠ったことが明らかとなった場合には、保護費の返還等、不利益な処分が下されます。

#### 指導や指示に従う義務

福祉事務所や地区担当員（ケースワーカー）から生活の維持・向上その他保護の目的達成に必要な指導または指示を受けた場合には、従わなければなりません。（生活保護法第62条）

指導や指示をするのは次のようなときです。

- 傷病などの理由で離職した方や就職していなかった方が傷病の回復によって働くことが可能になったとき。
- 義務教育を終了し、働くことが可能になったときや傷病者の介護や乳児等の世話が必要なくなり、就労が可能になったとき。
- 就労はしているが、能力や同じ種類の仕事をしている人に比べ十分な収入を得ているとは認められないとき。
- 内職など収入が少額で不安定な方で、健康の回復や、家庭状況の改善により転職等が可能になったとき。
- 働いている方が労働争議参加等のため、現に収入を得ていないとき。

- 資産・扶養・他法他施策の活用を怠ったり、避けていると認められるとき。
  - 収入や資産の報告を行わないとき。
  - 世帯の変動等があったにもかかわらず、届出の義務を怠り、保護の決定実施が困難になり、または困難になるおそれがあるとき。
  - 主治医の意見に基づき、入院、転院または退院が必要であると認められるとき。
  - 施設入所または退所の必要があるとき。
  - 施設の管理規定を守らず、施設の運営上困難が生じている旨の届出が施設長からあったとき。
  - 生活の維持向上や健康の維持等に努めていない等、義務を怠っていると認められるとき。
  - その他保護の目的を達成するため、または保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき。
- ※ 指導や指示に従わない場合、生活保護の変更、停止または廃止の処分を受けることがあります。

## 7. 保護費の支給・返還・徴収

### ① 保護費の支給

原則として毎月3日に支給を行います。

ただし、保護開始直後等、特別な場合には、市役所本庁舎の生活福祉課の窓口にて支給しますので、あらかじめ通知する日時に印鑑（シャチハタ不可）を持って来所してください。

### ② 保護費の返還

（生活保護法第63条）

年金や仕事の収入額が増えたとき、臨時の収入があったとき、世帯員の数が減ったとき、入退院をしたときなどには、保護費の再計算を行います。

再計算の結果、本来支給すべき保護費よりも多くの保護費を支給した場合には、多く支給した分は返還の対象となります。

また、資力があるにもかかわらず保護を受けたときには、すでに支給した保護費（介護・医療費等を含む）を返還していただく場合があります。

### ③ 不正受給と費用徴収

(生活保護法第78条)

届出の義務を怠って収入申告をしなかったときや、偽りの申告等の不正な方法で保護を受けた場合には、保護のために要した費用を徴収します。悪質な不正受給の場合には、1.4倍額を徴収します。

(生活保護法第85条)

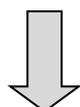
不正受給については、費用徴収にとどまらず、3年以下の懲役又は100万以下の罰金に処せられます。また、刑法の規定にもとづき、処罰を受ける場合があります。

## 8. 医療機関等を受診するとき

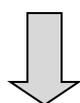
生活保護を受けると、国民健康保険証や後期高齢者医療被保険者証は使えなくなります。代わりに「診療依頼書」を発行します。



受診する医療機関（病院・薬局）、受診日を決めて下さい。歯科を受診する場合はあらかじめ予約を取ってください。



医療機関へ行く前に市役所本庁または緑が丘出張所の生活福祉課窓口にて「保護変更申請書（傷病届）」を記入し、「診療依頼書」を受け取ってください。



医療機関の窓口へ「診療依頼書」を提出してください。会社の健康保険証をお持ちの方は、保険証も提示してください。

※ 交通事故等により怪我をした場合には、原則として「診療依頼書」は使えません。もし交通事故等に遭ったときは、速やかに担当ケースワーカーへ相談してください。

※ 「診療依頼書」は生活保護法の指定医療機関でのみ使用できます。初めての医療機関を受診する際は、医療機関または担当ケースワーカーへ確認してください。

※ 急病・夜間・休日等でやむを得ず、「診療依頼書」を提出せずに医療機関を受診する場合は、医療機関へ生活保護の証明書（生活保護費を窓口で受領する際に使用する証明書）を提示してください。その後、速やかに担当ケースワーカーへ連絡してください。

※ 同じ月に同じ医療機関（病院・薬局）を受診するときは、「診療依頼書」の提出は不要です。

※ 医師から処方される薬には、安全で価格の安いジェネリック医薬品（後発医薬品）がありますので、ご利用ください。

## 9. 減免・免除制度

生活保護を受けると、次のような減免や免除を利用できる場合があります。詳しくは各担当窓口へお問い合わせください。

- ① 住民税、固定資産税、軽自動車税の減免（市役所課税課）
- ② 国民年金保険料の免除（市役所保険年金課、立川年金事務所）
- ③ 国民健康保険税の減免（市役所保険年金課）
- ④ 後期高齢者医療保険料の減免（市役所保険年金課）
- ⑤ 住民票、戸籍謄本等の発行手数料の免除  
（市役所市民課、緑が丘出張所）
- ⑥ 住民税（非）課税証明書の発行手数料の免除  
（市役所課税課、緑が丘出張所）
- ⑦ 廃棄物処理手数料の減免（市役所ごみ対策課）
- ⑧ 保育所の保育料の減免（市役所子ども青少年課）
- ⑨ 水道料金の基本料金の免除（東大和サービスステーション）
- ⑩ 放送受信料の免除（NHK西東京営業センター）
- ⑪ 都営交通無料パスの交付（市役所生活福祉課）
- ⑫ 浴槽のない世帯への公衆浴場券の交付（東京都生活文化局生活安全課公衆浴場担当）
- ⑬ 都営住宅の共益費免除（東京都住宅供給公社 立川窓口センター）

## 10. 高校等への就学に伴う扶助

生活保護制度では、高校等に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、生業扶助の一部として高校等の就学に必要な入学準備金や通学費等が支給されます。

- ・通学の確認が必要ですので、毎年4月に「通学証明書」を提出してください。
- ・停学・退学処分を受けたり、転校や休学する場合は担当ケースワーカーへ連絡してください。
- ・通学定期等を購入した場合は、領収書・通学定期のコピーをお持ちの上、申請をしてください。

平成26年度から高校生のアルバイト収入の積み立て制度が出来ました。

生活保護制度では、高校生のアルバイト収入についても収入報告が必要であり、収入認定の対象となりますが、高校卒業後の大学進学や自立を目的とした場合で、福祉事務所が認めた場合に限って、収入認定から除外する取扱いが可能となりました。制度の利用を希望する方は担当ケースワーカーへご相談ください。



令和5年8月

■ 保護のてびき ■

編集・発行 武蔵村山市健康福祉部

生活福祉課

保護第一係

電話 042-565-1111

保護第二係

電話 042-590-2230